

上市町農業委員会告示第4号

別段の面積及び区域の指定に係る告示の廃止について

平成22年1月8日付け上市町農業委員会告示第1号を、令和5年3月31日限り
で廃止する。

令和5年2月3日

上市町農業委員会

会長 碓井 繁



(廃止の内容)

- 1 適用区域 上市地区、音杉地区、白萩地区、山加積地区、大岩地区
- 2 別段の面積 30アール
- 3 廃止の理由 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行により、農地法第3条第2項第5号の別段の面積要件が撤廃されるため。